

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った決定は妥当ではなく、これを取り消し、開示請求の内容について補正を求めた上で、行政文書が存在しているならば、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書の開示をしない旨の決定をし、存在していないならば、行政文書を保有していない旨の決定を行い、補正に応じない場合には開示請求を却下すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年6月13日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1に掲げる文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、行政文書を保有していないとして不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年6月27日、行政文書が存在しない理由を「『住民との約束を反故にするに至った調整』を行った事実はなく、当該内容を示す文書は存在していません」として、異議申立人に通知した。
- 3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年7月8日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 北土第420号で通知のあった不存在の決定について取り消しを求める。
 - (2) 「反故に至る調整」は無かったとして不存在の決定を行っているが、私達が要望した内容と、それに対して回答した内容と、反故にしないまでも「調整」をした事には間違いのないようなので、その調整内容と、それに伴う計画図を併せて見くらべれば、反故にしたのかしないのかが判るはずなので、併せて示すべきと考える。

併せて見くらべれば、反故にしたしないはずと判るはずなので、「反故に至る」という言葉はさほど重要ではないし、貴方方が、「反故にしたとかしないとか」を決める立場ではないということをはっきりと申し上げておく。

今、反故にしたとかしないとか、言葉の遊びをしているのではない。私は、「知る権利の行使と、行政文書の開示を請求する権利を通して県政運営の監視を行っており、そのために、県の説明責任を求めている」だけなので、両方の計画図と計画内容を併せて見くらべれば自ずとその意味が分かるはずである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

平成〇〇年〇〇月〇〇日に県と〇〇町が共催で行った、私達住民要望に対する回答説明会議事録を読み、ここで行われた、また県が施行という名で行った行為や今まで県が住民に吐いた暴言等々をもう一度打合せ記録から読み出し、更には、私が情報開示し、写しを取った資料を読み返して貰えば、決して、「反故など行っていません」などと口が裂けても言えないはずだと思う。もっと、事実に基づいてそれに対して真摯に向かいあって欲しい。

今回の回答は、特に、知事さんが直々に回答させますと言った件であり嘘や詭弁を労することは許されないはずである。

「反故に至る調整はしていないのでそれに関する文書は不存在である」と言いたいようであるが、その様な姑息な手段を用いずに、正々堂々と調整した内容を示すべきだと思う。

約束が守られていないから「約束を反故にしている」と言ったままで、反故にしていないと言い張るのであれば、その理由を明確にする必要があり、単に誰とも判らない、又、何を調整したのかその内容も出せないようなのであれば、調整をしたなどとは言えないのではないか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容は、次のとおりである。

通常、歩道等、交通安全施設整備事業の計画の決定にあたっては、工事施行場所の市町村や交通管理者等の関係機関と調整を行った上で、計画（案）を策定し、当該計画（案）を周辺住民等を対象にした説明会において説明を

行い、そこで出された意見を踏まえ、さらに調整を図りながら最終的な事業計画を決定していくことになる。

本事業においても、〇〇町や交通管理者等の関係機関と調整を行い、住民説明会において出された「様々な意見」を踏まえて、一部計画を見直し、再度関係機関と調整を行い、再び住民等説明会を開催して、「調整状況や見直した計画の内容等を説明する」といった経過を経て、最終計画を策定し、事業を実施したものである。

このため、申立人から「住民との約束を反故にするに至った調整について」という内容の開示請求があったが、実施機関としては、請求内容の「約束を反故にするに至った調整」を行った事実はないことから、不存在としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

(1) 行政文書の特定について

本件開示請求の内容は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降、当該、箇所に於いて、『住民との約束を反故にするに至った調整内容について』の一切の文書」である。

実施機関は、本件開示請求の対象とされている交通安全施設整備事業の実施に当たっては、「〇〇町や交通管理者等の関係機関と調整を行い、住民説明会において出された『様々な意見』を踏まえて、一部計画を見直し、再度関係機関と調整を行い、再び住民等説明会を開催して、『調整状況や見直した計画の内容等を説明する』といった経過を経て、最終計画を策定し、事業を実施したものである」と主張している。

これに対し、異議申立人は、「『反故に至る調整はしていないのでそれに関する文書は不存在である』と言いたいようであるが、正々堂々と調整した内容を示すべき」である。「約束が守られていないから『約束を反故にしている』と言ったままで、反故にしていないと言い張るのであれば、その理由を明確にする必要があり、単に誰とも判らない、又、何を調整したのかその内容も出せないようなのであれば、調整をしたなどとは言えない」と主張している。

このように、双方の主張から、本件開示請求の「反故にするに至った調整内容」についての解釈又は見解には、齟齬が生じていると認められる。

「反故するに至った」かどうかの解釈又は概念については、評価や価値判断が含まれるものであり、反故するに至ったかどうか、また、その範囲や程度に関しても千差万別の判断になるため、本件開示請求については、対象となる行政文書の特定が困難であると認められる。

(2) 開示請求書の補正について

開示請求については、条例第5条第1項第2号の規定により、「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を開示請求書に記載して行うこととされている。また、同条第2項の規定により、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下『開示請求者』という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」とされている。

開示請求書には、同条第1項第2号の「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として、上記(1)のとおり、評価や価値判断といった内容が含まれる事項が記載されていることから、対象となる行政文書の特定が困難であると考えられ、本件開示請求は、開示請求書に記載すべき事項に不備があると認められる。

しかしながら、本件開示請求の内容が、「反故するに至った」とする評価や価値判断を含まないものであれば、実施機関において、対象となる行政文書の特定は可能となると考えられる。

このことから、実施機関は、異議申立人に対し、相当の期間を定めて、評価や価値判断を含まない内容の開示請求とするよう、補正の参考となる情報を提供するよう努め、開示請求書の補正を求めるべきであると考えられる。

(3) 開示決定等について

実施機関は、上記(2)により、異議申立人に対し、開示請求書の補正を求め、当該補正に応じた場合には、行政文書が存在しているならば、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書の開示をしない旨の決定をし、存在していないならば、行政文書を保有していない旨の決定を行い、補正に応じない場合には開示請求を却下すべきである。

なお、異議申立人のその他の主張については、当審査会の判断する内容ではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書を保有していないとして不存在であるとした本件処分は妥当ではなく、これを取り消し、開示請求の内容について補正を求めた上で、行政文書が存在しているならば、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書の開示をしない旨の決定をし、存在していないならば、行政文書を保有していない旨の決定を行い、補正に応じない場合には開示請求を却下すべきである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

一般県道〇〇〇〇〇線〇〇〇地区自転車歩行者道整備事業における安全計画について平成〇〇年〇〇月〇〇日に地域住民による要望を土木事務所長に提出をさせていただきます。

その内容は、以下の通りです。

要望書の要旨（なお、土木事務所に捨てられていないならあるはずなのでご確認ください）

1. 既設横断歩道の廃止に反対し横断歩道の口の字設置
2. 自転車横断帯も横断歩道と同様に口の字設置
3. 県道〇〇〇〇〇線に町道〇〇〇〇線に入る右折車線の設置
4. 信号機の設置
5. 道路照明灯の設置についてご要望をさせていただきました。

上記要望書に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日に上記要望回答説明会が開催され、その回答の内容は、「信号機の設置は交通量の関係から今は、設置はしません。道路照明については、道路照明灯としての設置は出来かねますが既存の防犯灯をバージョンアップして全量移設します」に変わった以外は、住民の要望した内容での回答を頂き、住民も、おおむね了解されたと考え、土木事務所も了解していたはずです。又、その議事録を持って、公安委員会に意見聴取を再度やり直したはずです。

しかしながら、県が施工した内容は、要望書回答内容を反故にした施工で断じて許すことが出来ず、知事から事前に「例え、末端の組織であっても、要望に対して行う旨の回答をしたのなら、それは、必ず実行します」との御回答を受けていましたので、話が違うとして知事さんに再三に亘り、面会を希望して参りました。しかし、その要望に対して県土木部〇〇道路課長からの回答は、「関係する市町村、周辺住民および関係機関等と調整を図りながら進めております」という内容でした。

幾ら末端の土木事務所と言えども、一度、住民から提出された要望書に対して、行う旨の回答をした以上、その履行に責任を持つのが、行政としての責務であると考えます。

私達にとっては、私達の知らないところで、私達への約束以外に手形を乱発したとしても関係ないことであり、「そちらで勝手に回収するなり、踏み倒すなりどうでもして下さい」と言っていればいいはずでしたが、その乱発のおかげで、こちらの約束を踏み倒されそうであり、そのため、その理由を調べなくてはならない状況に立ち至ってしまいました。

回答の中で、〇〇課長は、「関係する市町村，周辺住民および関係機関等と調整を図りながら進めております」という内容ですので，いくら何でも回答以前から，約束を反故にする事を前提として回答したわけではないと思いますので，回答した平成〇〇年〇〇月〇〇日以降，当該，箇所に於いて，「住民との約束を反故にするに至った調整内容について」の一切の文書の開示を求めます。

住民の安全に係わる内容を担当者だけで恣意的に考え実行することなどあり得ないし，又，その様な重要なことを，文書に残さないで，行えるはずもありません。

依って，住民との約束を反故にするために行われた協議や打ち合わせ会の復命書・報告書等その経緯と内容，理由が判る一切の文書の開示を求めるものである。

行政には，施策立案の経緯を明らかにする義務があり，私達の利害に及ぶ事項についてその内容を知ることは，私達に授かった権利であり，その知る権利の行使を妨げるいかなる権限も行政にはないと考えておりますので，速やかな開示をお願い致します。

時節柄，単に，反故にする理由を捜す鳩首の文書では無く，住民との約束を反故にした理由を協議した会議の文書とか，又，その結論に達するまでの経緯を明らかにする，又，その理由が判る文書を含みますのでお間違いの無いようお願い致します。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 8. 7	○諮問を受けた（諮問第198号）。
25. 8. 27	○異議申立人から意見書を受理した。
25. 9. 19	○異議申立人から意見書（その2）を受理した。
26. 2. 24 (第330回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 3. 20 (第331回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 4. 21 (第332回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 5. 22 (第333回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 6. 23 (第334回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成26年8月25日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
坂野智憲	法律家	
渋谷雅弘	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)